

学校法人大原学園 寄附行為

学校法人 大原学園

令和2年7月27日

学校法人大原学園 寄附行為

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、学校法人大原学園と称する。

(事務所の所在地)

第 2 条 この法人は、事務所を東京都千代田区西神田 1 丁目 2 番 1 0 号に置く。

第 2 章 目的および事業

(目的)

第 3 条 この法人は、教育基本法および学校教育法に従い学校教育を行い、地域社会および日本ならびに世界で活躍・貢献し得る有為な人材を育成することを目的とする。

(学校法人の責務)

第 4 条 この法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上およびその運営の透明性の確保を図るよう努めなければならない。

(特別の利益供与の禁止)

第 5 条 この法人は、その事業を行うにあたり、その理事、監事、評議員、職員（当該法人の校長、教員その他の職員を含む）その他私立学校法施行令第 1 条で定める学校法人等の関係者に対して特別の利益を与えてはならない。

(設置する学校)

第 6 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- | | |
|------------------------------|--------------------------------|
| (1) 大 原 大 学 院 大 学 | 会計研究科 |
| (2) 府 中 ひ ば り 幼 稚 園 | |
| (3) 大 原 簿 記 学 校 | 商業実務専門課程 |
| (4) 大 原 簿 記 専 門 学 校 大 阪 校 | 商業実務専門課程
医療専門課程 |
| (5) 大原簿記情報ビジネス専門学校横浜校 | 商業実務専門課程
文化教養専門課程 |
| (6) 大原簿記情報専門学校札幌校 | 工業専門課程
商業実務専門課程
文化教養専門課程 |
| (7) 大原情報ビジネス専門学校 | 商業実務専門課程 |
| (8) 大原簿記情報専門学校福岡校 | 商業実務専門課程 |
| (9) 大原スポーツ公務員専門学校 | 文化教養専門課程 |
| (10) 大原簿記公務員医療情報ビジネス専門学校津田沼校 | 商業実務専門課程
文化教養専門課程 |
| (11) 大原簿記情報ビジネス専門学校大宮校 | 商業実務専門課程 |
| (12) 大 原 法 律 専 門 学 校 | 文化教養専門課程 |

(13) 大原簿記法律専門学校柏校	商業実務専門課程 文化教養専門課程
(14) 大原法律公務員専門学校大宮校	文化教養専門課程
(15) 大原簿記医療秘書公務員専門学校町田校	商業実務専門課程 文化教養専門課程
(16) 大原法律公務員&スポーツ専門学校大阪校	文化教養専門課程
(17) 大原法律公務員専門学校横浜校	文化教養専門課程
(18) 大原医療福祉専門学校	商業実務専門課程 教育社会福祉専門課程
(19) 大阪保育こども教育専門学校	商業実務専門課程 教育社会福祉専門課程
(20) 大原簿記専門学校神戸校	商業実務専門課程
(21) 大原医療秘書福祉保育専門学校	商業実務専門課程 教育社会福祉専門課程
(22) 大原簿記ビジネス公務員専門学校京都校	商業実務専門課程 文化教養専門課程
(23) 大原法律公務員専門学校	文化教養専門課程
(24) 大原スポーツ公務員専門学校福岡校	文化教養専門課程
(25) 大原簿記公務員専門学校小倉校	商業実務専門課程 文化教養専門課程
(26) 大原医療秘書福祉保育専門学校横浜校	商業実務専門課程 教育社会福祉専門課程
(27) 大原日本語学院	
(28) 大原簿記法律専門学校難波校	商業実務専門課程 文化教養専門課程
(29) 大原情報デザインアート専門学校	工業専門課程 商業実務専門課程
(30) 大原簿記法律専門学校梅田校	商業実務専門課程 文化教養専門課程
(31) 大原医療福祉製菓専門学校梅田校	商業実務専門課程 教育社会福祉専門課程 衛生専門課程
(32) 大原簿記公務員医療福祉保育専門学校立川校	商業実務専門課程 文化教養専門課程 教育社会福祉専門課程
(33) 大原保育医療福祉専門学校福岡校	商業実務専門課程 文化教養専門課程 教育社会福祉専門課程

(34) 大原医療秘書福祉専門学校大宮校	商業実務専門課程 教育社会福祉専門課程
(35) 大原テクノデザインアート専門学校	工業専門課程 商業実務専門課程
(36) 福井ペット&旅行ホテル専門学校	商業実務専門課程 文化教養専門課程
(37) 大原スポーツ医療保育福祉専門学校	文化教養専門課程 教育社会福祉専門課程 衛生専門課程
(38) 大原簿記法律専門学校福井校	商業実務専門課程
(39) 京都歯科衛生学院専門学校	商業実務専門課程 文化教養専門課程 医療専門課程
(40) 大原学園高等学校	通信制課程 普通科
(41) 大原簿記情報ビジネス医療専門学校	商業実務専門課程
(42) 大原簿記公務員専門学校千葉校	商業実務専門課程 文化教養専門課程
(43) 大原医療保育福祉専門学校千葉校	商業実務専門課程 教育社会福祉専門課程
(44) 大阪歯科衛生学院専門学校	商業実務専門課程 医療専門課程
(45) 大原スポーツ&メディカルヘルス専門学校難波校	商業実務専門課程 文化教養専門課程
(46) 大原簿記法律&美容製菓専門学校和歌山校	商業実務専門課程 文化教養専門課程 衛生専門課程
(47) 大原医療福祉製菓専門学校小倉校	商業実務専門課程 衛生専門課程
(48) 大原外語観光&ブライダルビューティー専門学校	商業実務専門課程 文化教養専門課程
(49) 大原簿記公務員情報医療専門学校函館校	商業実務専門課程 文化教養専門課程
(50) 大原簿記法律観光専門学校金沢校	商業実務専門課程 文化教養専門課程
(51) 大原情報デザインアート専門学校金沢校	文化教養専門課程 工業専門課程
(52) 大原簿記情報ビジネス医療福祉保育専門学校	商業実務専門課程 教育社会福祉専門課程

(53) 大原スポーツ公務員専門学校高崎校	文化教養専門課程
(54) 金沢ウェディング・ビューティー専門学校	商業実務専門課程 文化教養専門課程
(55) 大原簿記情報ビジネス医療福祉専門学校宇都宮校	商業実務専門課程 教育社会福祉専門課程
(56) 大原スポーツ公務員専門学校宇都宮校	文化教養専門課程
(57) 専門学校大原自動車工科大学校	工業専門課程 文化教養専門課程
(58) 大原簿記情報公務員専門学校水戸校	商業実務専門課程 文化教養専門課程
(59) 大原医療福祉専門学校水戸校	商業実務専門課程 教育社会福祉専門課程
(60) 大原簿記公務員専門学校大分校	商業実務専門課程 文化教養専門課程
(61) 大原医療介護福祉専門学校大分校	商業実務専門課程 教育社会福祉専門課程
(62) 大原医療福祉・製菓&スポーツ専門学校	商業実務専門課程 文化教養専門課程 教育社会福祉専門課程 衛生専門課程
(63) 大原情報医療保育専門学校和歌山校	商業実務専門課程 教育社会福祉専門課程
(64) 大原簿記情報ビジネス医療福祉専門学校盛岡校	商業実務専門課程 教育社会福祉専門課程
(65) 大原スポーツ公務員専門学校盛岡校	文化教養専門課程
(66) 大原簿記情報ビジネス医療福祉専門学校松本校	商業実務専門課程 教育社会福祉専門課程
(67) 大原スポーツ公務員専門学校松本校	文化教養専門課程
(68) 大原簿記情報法律専門学校姫路校	工業専門課程 商業実務専門課程 文化教養専門課程
(69) 大原医療福祉&スポーツ保育専門学校姫路校	商業実務専門課程 文化教養専門課程 教育社会福祉専門課程
(70) 大原簿記情報ビジネス医療福祉保育専門学校甲府校	商業実務専門課程 教育社会福祉専門課程
(71) 大原スポーツ公務員専門学校甲府校	文化教養専門課程
(72) 大原簿記情報専門学校熊本校	商業実務専門課程

(73) 大原スポーツ公務員専門学校熊本校	文化教養専門課程
(74) 大原保育医療福祉専門学校熊本校	商業実務専門課程 教育社会福祉専門課程
(75) 大原こども専門学校	教育社会福祉専門課程
(76) 東京ホテル・トラベル学院専門学校	商業実務専門課程
(77) 東京アニメーター学院専門学校	文化教養専門課程
(78) 大原簿記情報ビジネス医療福祉専門学校山形校	商業実務専門課程 教育社会福祉専門課程
(79) 大原スポーツ公務員専門学校山形校	文化教養専門課程
(80) 東京情報クリエイター工学院専門学校	工業専門課程
(81) 大原自動車工科専門学校大分校	工業専門課程
(82) 大原ビジネス公務員専門学校岡山校	商業実務専門課程 文化教養専門課程
(83) 岡山情報ITクリエイター専門学校	工業専門課程

第3章 役員および理事会

(役員等)

第7条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 9人以上11人以内

(2) 監事 2人

2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも同様とする。

3 この法人に建学の精神を継承伝承させるとともに、学園経営に関して指導助言するために学園長を置くことがある。学園長は、理事総数の過半数の議決により選任する。学園長の職を解任するときも同様とする。

4 この法人と役員との関係は、委任に関する規定に従うものとする。

5 次に掲げる者は、役員になることができない。

(1) 学校教育法第9条各号のいずれかに該当する者

(2) 心身の故障のため役員の職務の適正な執行ができない者として文部科学省令で定めるもの
(理事の選任)

第8条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 大原大学院大学の学長

(2) 府中ひばり幼稚園の園長および大原学園高等学校、大原日本語学院並びに専門学校の校長のうちから、理事会で選任した者1人

(3) 評議員のうちから、評議員会において選任した者3人以上4人以内

(4) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者4人以上5人以内

2 前項第1号および第2号および第3号の理事は、学長、園長、校長または評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

3 理事は、その選任の際、現にこの法人の役員または職員でない者を1人以上選任するものとする。ただし、最初の選任の際、現にこの法人の役員または職員でなかった者は、その再任の際、現にこの法人の役員または職員でない者とみなす。

(監事の選任およびその職務)

第9条 監事は、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 監事は、その選任の際、現にこの法人の役員または職員でない者を1人以上選任するものとする。ただし、最初の選任の際、現にこの法人の役員または職員でなかった者は、その再任の際、現にこの法人の役員または職員でない者とみなす。

3 選任にあたり、監事の独立性を確保し、かつ利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

4 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務を監査すること

(2) この法人の財産の状況を監査すること

(3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること

(4) この法人の業務若しくは財産の状況または理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2ヵ月以内に理事会および評議員会に提出すること

(5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産または理事の業務執行に関し、不正行為または法令、若しくは寄附行為に違反する重大な事実を発見したときは、これを文部科学大臣に報告、または理事会および評議員会に報告すること

(6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会および評議員会の招集を請求すること

(7) この法人の業務若しくは財産の状況または理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること

5 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会または評議員会の日とする理事会または評議員会の招集の通知が発せられない場合、その請求をした監事は、理事会または評議員会を招集することができる。

6 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令、若しくは寄附行為に違反する行為を行い、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって、この法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(親族関係者等の制限)

第10条 この法人の理事のうちには、各理事についてその配偶者または三親等以内の親族が1人を超えて含まれることになってはならない。

2 この法人の監事には、この法人の理事(その配偶者または三親等以内の親族である者を含む)および評議員(その配偶者または三親等以内の親族である者を含む)ならびに、この法人の職員(学長、園長、校長および教員その他の職員を含む。以下同じ)が含まれることになってはならない。

3 この法人の監事は、相互にその配偶者または三親等以内の親族である者であってはならない。
(役員任期)

第11条 役員(第8条第1項第1号および第2号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ)の任期は4年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。ただし、再任は別途定める施行に関する細則による制限がある。

3 役員は任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なおその職務(理事長にあっては、その職務を含む)を行う。

(役員補充)

第12条 理事または監事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任および退任)

第13条 役員が次の各号の一に該当するに至った場合、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の過半数の議決および評議員会の過半数の議決により、これを解任することができる。

(1) 法令の規定またはこの寄附行為に著しく違反したとき

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき

(3) 職務上の義務に著しく違反したとき

(4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 役員は、次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

(4) 第7条第5項各号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(役員報酬)

第14条 役員報酬等は、職務実態に即して支給することとし、役員地位にあることのみによって支給しない。

2 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給する。

3 役員は、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

(理事会)

第15条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。

5 理事会を招集するには、各理事に対して会議開催の場所、日時ならびに会議に付議すべき事項を、書面またはこの法人が指定する電磁的方法により通知しなければならない。

- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもってこれに充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合は、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 9 第9条5項および前項の規定に基づき、理事会を招集した場合の理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面またはこの法人が指定する電磁的方法をもって、あらかじめ意思表示した者は、出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令およびこの寄附行為に別段の定めがある場合を除き、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 14 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
 - (1) 理事が自己または第三者のために、学校法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき
 - (2) 理事が自己または第三者のために、学校法人と取引をしようとするとき
 - (3) この法人が理事の債務を保証するとき
 - (4) その他理事以外の者との間において、この法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき
- 15 この法人においては、前項の取引を行った理事は、当該取引後、遅滞なく当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(理事長の職務)

第16条 理事長は、この法人を代表し、その職務を総理する。

- 2 理事長を補佐するため、副理事長、専務理事および常務理事を置くことができる。

(理事の代表権の制限)

第17条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

ただし、理事会の過半数の議決をもって、副理事長、専務理事（前条第2項の規定により副理事長、専務理事を置かない場合は除く）、理事の地位にある学園長（第7条第3項の規定により学園長を置かない場合は除く）に、この法人を代表させることができる。

- 2 この法人と理事との利益が相反する事項については、当該理事は代表権を有しない。

(理事長職務の代理等)

第18条 理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、またはその職務を行う。

(議事録)

第19条 議長は、理事会の開催の場所および日時並びに議決事項およびその他の事項について議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長および出席した理事のうちから互選された理事2人以上が署名押印して常にこれを事務所に備え置かなければならない。

3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

(役員对学校法人に対する損害賠償責任)

第20条 役員はその任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(役員 of 第三者に対する損害賠償責任)

第21条 役員がその職務を行うについて、悪意または重大な過失があったときは、当該役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない。

(1) 理事 次に掲げる行為

①第43条第1項の財産目録、貸借対照表、収支計算書および事業報告書に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載

②虚偽の登記

③虚偽の公告

(2) 監事

第9条第4項第4号の監査報告書に記載すべき重要な事項について虚偽の記載

(役員 of 連帯責任)

第22条 役員がこの法人または第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(責任の一部免除)

第23条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害について、この法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して、特に必要と認める場合は、第1号に掲げる額(役員が賠償の責任を負う額)から第2号に掲げる額(最低責任限度額)を控除して得た額を限度として、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の議決によって免除することができる。

(1) 賠償の責任を負う額

(2) 当該役員がその在職中にこの法人から職務執行の対価として受け、または受けるべき財産上の利益の1年間あたりの額に相当する額として文部科学省令で定める方法により算定された額に、次の①から③までに掲げる役員の区分に応じ、当該①から③までに定める数を乗じて得た額

①理事長「6」

②理事長以外の理事であって、次に掲げるもの「4」

イ. 寄附行為に定めるところにより理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する理事として選定されたもの

ロ. この法人の業務を執行した理事（上記イに掲げる理事を除く）

ハ. この法人の職員

③理事（①および②に掲げるものを除く）・監事「2」

2 前項の場合には、理事は、同項の評議員会において、次に掲げる事項を開示しなければならない。

(1) 責任の原因となった事実および賠償の責任を負う額

(2) 規定により免除することができる額の限度およびその算定の根拠

(3) 責任を免除すべき理由および免除額

3 この法人においては、理事は、私立学校法第44条の2第1項の責任の免除（理事の責任の免除に限る）に関する議案を評議員会に提出するには、監事（監事が2人以上ある場合にあっては各監事）の同意を得なければならない。

4 第1項の決議があった場合において、この法人が当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金その他の文部科学省令で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の承認を受けなければならない。

（責任限定契約）

第24条 理事（理事長、業務を執行したその他の理事またはこの学校法人の職員でない者に限る）または監事（以下この条において「非業務執行理事等」という）が任務を怠ったことによって生じた損害について、この法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は私立学校法において準用する一般社団法人および一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額（以下「最低責任限度額」という）を上限にこの法人があらかじめ定めた額と、最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

2 前項の契約を締結した非業務執行理事等が当該法人の業務執行理事または職員に就任したときは、当該契約は将来に向かってその効力を失う。

3 第1項の契約を締結したこの法人が、当該契約の相手方である非業務執行理事等が任務を怠ったことにより損害を受けたことを知ったときは、その後最初に招集される評議員会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

(1) 責任の原因となった事実および賠償の責任を負う額

(2) 規定により免除することができる額の限度およびその算定の根拠

(3) 当該契約の内容および当該契約を締結した理由

(4) 私立学校法第44条の2第1項の損害のうち、当該非業務執行理事等が賠償する責任を負わないとされた額

第4章 評議員会および評議員

(評議員会)

第25条 この法人に評議員会を置く。

- 2 評議員会は、19人以上23人以内の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所や日時ならびに会議に諮問若しくは決議すべき事項を、書面またはこの法人が指定する電磁的方法により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、諮問若しくは決議することができない。ただし、第10項の規程による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。
- 9 前項の場合において、評議員会に諮問若しくは決議される事項につき書面またはこの法人が指定する電磁的方法をもって、あらかじめ意思表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、法令及びこの法人の寄附行為に別段の定めがある場合を除き、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 11 議長は評議員として議決に加わることができない。
- 12 評議員会の諮問若しくは決議について特別の利害関係を有する評議員は、諮問若しくは決議に加わることができない。

(議事録)

第26条 第19条第1項および第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第27条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算および事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）および基本財産の処分並びに運用財産中の不動産および積立金の処分
- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益および退職手当をいう。以下同じ）の支給の基準
- (5) 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄

- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 寄附金品の募集に関する事項
- (10) 学長、園長および校長の任免その他の重要な人事
- (11) 園則および学則の制定および変更
- (12) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
(評議員会の意見具申等)

第28条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況または役員の業務執行の状況について役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、または役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第29条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者6人以上7人以内
 - (2) この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25年以上の者のうちから、理事会において選任した者6人以上7人以内
 - (3) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者7人以上9人以内
- 2 評議員のうちには、役員のいずれか1人とその配偶者または三親等以内の親族の関係にある者の数または評議員のいずれか1人およびその配偶者または三親等以内の親族の合計数が評議員現在数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 3 第1項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(準用規定)

第30条 第14条の規定は、評議員について準用する。

(評議員の任期)

第31条 評議員の任期は4年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任および退任)

第32条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 評議員は、次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

第5章 資産および会計

(資産)

第33条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第34条 この法人の資産は、これを分けて基本財産および運用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設および設備またはこれに要する資金とし、財産目録中、基本財産の部に記載する財産および将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産および将来運用財産に編入された財産とする。

4 寄付金品については、寄付者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産または運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第35条 基本財産はこれを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り、処分することができる。

(積立金の保管)

第36条 基本財産および運用財産の積立金は、確実な有価証券を購入し、または確実な信託銀行に信託し、または確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第37条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産ならびに運用財産中の不動産および積立金から生ずる果実、保育料収入、入園料収入、選抜料収入、授業料収入、入学金収入、入学検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第38条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算、事業計画および事業に関する中期的な計画)

第39条 この法人の予算および事業計画は、毎会計年度開始前に理事長が編成し、理事会にて出席した理事の過半数の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、期間を5年と定め理事長が編成し、理事会にて出席した理事の過半数の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも同様とする。

(予算の編成)

第40条 予算は、第38条の規定により編成するものとする。

(予算外の新たな義務の負担または権利の放棄)

第41条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、または権利放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の過半数の議決がなければならない。

借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く)についても同様とする。

(決算および実績の報告)

第42条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成して、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算および事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付および閲覧)

第43条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書および役員等名簿(理事、監事、評議員の氏名および住所を記載した名簿をいう)を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準および寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第44条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

(1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、または寄附行為変更の届出をしたときは、当該寄附行為の内容

(2) 監査報告書を作成したときは、当該監査報告書の内容

(3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書および役員等名簿(個人の住所に係る記載の部分を除く)を作成したときは、これらの書類の内容

(4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたときは、当該報酬等の支給の基準

(資産総額の変更登記)

第45条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、毎会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第46条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第6章 解散および合併

(解散)

第47条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

(1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決および評議員会の議決

(2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決

(3) 合併

(4) 破産

(5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散については、文部科学大臣の認可を同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第48条 この法人が解散した場合（合併または破産によって解散した場合を除く）における残余財産は、解散のときにおける理事会にて理事総数の3分の2以上の議決により選定した学校法人または教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第49条 この法人が合併しようとするときは、理事会にて理事総数の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第50条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 次の各号の一に係る寄附行為の変更については、前項の規定にかかわらず、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

(1) 設置廃止を伴わない学校の名称変更

(2) 所轄庁の変更を伴わない事務所の所在地の変更

(3) 公告の方法の変更

第8章 補 則

(書類および帳簿の備付)

第51条 この法人は、第43条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類および帳簿を常に事務所に備えて置かなければならない。

(1) 役員および評議員の履歴書

(2) 収入および支出に関する帳簿および証ひょう書類

(3) その他必要な書類および帳簿

(法定手続の励行)

第52条 この法人（設置する学校を含む）を運営するについて、法令の定めるところにより行うことの必要な申請および届出その他の手続は、事案あるごとに速やかに行わなければならないものとする。

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、学校法人大原学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第54条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人およびこの法人の設置する学校の管理および運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

1. この寄附行為は、昭和54年4月1日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事（理事長）	松 村 保
理事	滝 川 祐 治
理事	青 木 靖 明
理事	武 市 威 久
理事	久 保 富美夫
理事	近 藤 修 博
理事	斎 藤 栄 三
監事	埴 征 光
監事	杉 山 孝 男

附 則

この寄附行為は、昭和56年3月31日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和56年5月12日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和57年7月26日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和57年9月3日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和59年11月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和61年6月24日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和61年12月2日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和62年4月21日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成元年3月23日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成2年2月15日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成3年3月29日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成6年12月22日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成7年3月24日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成7年12月27日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成8年10月8日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成10年9月4日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成11年3月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成13年3月28日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成13年9月27日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成13年11月16日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成13年12月19日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成14年10月30日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成15年3月31日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成16年3月31日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成16年12月22日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成17年3月31日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成18年1月20日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成18年1月31日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

平成18年10月24日文部科学大臣認可の寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

平成19年3月22日文部科学大臣認可の寄附行為は、平成19年3月30日から施行する。

附 則

平成19年3月30日文部科学大臣認可の寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

平成20年11月11日文部科学大臣認可の寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

平成21年1月8日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

平成21年3月31日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

平成21年9月29日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

平成22年1月27日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

平成23年1月17日文部科学大臣認可の寄附行為は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

平成23年3月3日文部科学大臣認可の寄附行為は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

平成23年3月15日文部科学大臣認可の寄附行為は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

平成23年3月17日文部科学大臣認可の寄附行為は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

平成24年3月21日文部科学大臣認可の寄附行為は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

平成24年3月30日文部科学大臣認可の寄附行為は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

平成25年1月17日文部科学大臣認可の寄附行為は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

平成25年2月28日文部科学大臣認可の寄附行為は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成25年5月8日）から施行する。

附 則

平成26年1月28日文部科学大臣認可の寄附行為は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

平成26年2月28日文部科学大臣認可の寄附行為は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

平成26年3月27日文部科学大臣認可の寄附行為は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

平成26年3月31日文部科学大臣認可の寄附行為は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

平成27年3月5日文部科学大臣認可の寄附行為は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

平成27年3月13日文部科学大臣認可の寄附行為は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

平成27年3月19日文部科学大臣認可の寄附行為は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

平成27年3月27日文部科学大臣認可の寄附行為は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

平成28年3月14日文部科学大臣認可の寄附行為は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

平成28年3月15日文部科学大臣認可の寄附行為は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

平成28年3月17日 文部科学大臣認可の寄附行為は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

平成28年11月18日 文部科学大臣認可の寄附行為は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

平成29年2月1日 文部科学大臣認可の寄附行為は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

平成30年3月20日 文部科学大臣認可の寄附行為は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

平成30年3月30日 文部科学大臣認可の寄附行為は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

平成31年2月19日 文部科学大臣認可の寄附行為は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

平成31年3月1日 文部科学大臣認可の寄附行為は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

平成31年3月29日 文部科学大臣認可の寄附行為は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

令和2年2月27日 文部科学大臣認可の寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

令和2年3月25日 文部科学大臣認可の寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和2年7月27日）から施行する。